

令和元年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	安中新田会所跡旧植田家住宅
所在地	八尾市植松町一丁目20番2
所管課	教育総務部文化財課

指定管理者	名 称 NPO 法人 HICALI 代表者 理事長 澤田知英子 住 所 八尾市明美町一丁目2番3号ー106
指定期間	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日（5年間）

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
利用者からの意見要望を積極的に聞き取りし、適宜反映して施設運営に生かしている。また、指差し辞典等のツールを準備し、外国語対応への備えも行っている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：令和元年10月30日～令和元年12月27日 ・調査方法：施設内でアンケート用紙を配布し回答を得る ・回答状況：アンケート用紙79枚を配布、79枚を回収 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 受付の対応については95%が満足、施設の清掃については97%が満足、展示については99%が満足という結果で、施設利用者の満足度は高く好印象であった。	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
府下の会所関連施設等との交流（四会所交流）、河内の古民家ネットワークの構築等により、市外の文化財施設と積極的に関係を築いている。 体験学習に力を入れ、地域の「こどもの居場所」として認知されるようにつとめている。また、利用者に継続的に足を運んで貰うため「リピーターカード」を発行したり、七五三や雛祭り等の家族の記念写真の撮影場所として施設を提供するなどの取組みを進めている。 納涼企画や観月会等の伝統文化や季節の風物に関連したイベントも多く開催し、市指定文化財である建物の魅力をうまく活用し、地域における文化財の普及啓発を図っている。	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
緊急事態発生時に備え、マニュアルを整備しているほか、常時職員間で情報共有を綿密に行っている。 施設管理、設備の保守点検等適正に行われ、職員もトイレの清掃や植栽の手入れを行うなど、積極的に維持管理に努めるとともに経費節減も図っている。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
人員は適正に配置され、学芸職員及び事務職員が役割分担しつつ事業を遂行している。責任者が非常時等にはただちに現場に参集する体制が確立している。 また、指定管理料は団体とは独立した経理区分で管理されており、適正な予算執行が行われている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
大和川の付替えの歴史を伝えるとともに旧植田家住宅の建物を活用し、郷土の歴史と文化の普及啓発に努め、地域とも密接に関わり、地域文化の向上に貢献している。	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	100.0% (S)	25	25.0
2	公の施設の効用発揮	89.5% (A)	25	22.4
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	94.7% (S)	25	23.7
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5% (A)	15	13.3
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	95.0% (S)	10	9.5
合計			100	93.9

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	S
------	---

【モニタリング内容の総括】

指定期間の3年目であるが、施設の管理運営は適正に行われている。 地域活動等に積極的であり、地域と密着した活動が住民から親しまれている。 近隣における文化活動の拠点としての地位を確立し、幅広い世代に八尾の歴史資産の魅力を啓発している。 また、若年層へも歴史の世界へのいざないの機会を多く提供し、特に「こどもの居場所」として認知されており、積極的に生涯学習の大切さを伝えている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。